

仕 様 書

第一管区海上保安本部

1. 件 名 廃油・ビルジ収集運搬処分(道南地区) (単価契約)
2. 目 的 本契約は、巡視船艇及び貯蔵場所から発生した廃油及びビルジ (以下「廃油等」という) を収集運搬のうえ処分するものである。
3. 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日
4. 履行場所 別紙1 収集場所に記載の指定船舶又は貯蔵場所
5. 一般注意事項
 - (1) 本業務を実施する上で生じる附帯的な作業については、受注金額の範囲内で実施すること。
 - (2) 本業務実施にあたり、当庁他の施設等に損害を与えないよう必要な措置をとり、損害を与えた場合は、受注者が修復にかかる費用を負担すること。
 - (3) 本契約は単価契約とする。処分する廃油等の予定数量 (年間) 及び収集場所ごとの予定回数は別紙1のとおりであるが、実数量に多寡を生じても異議を申立てしないこと。
 - (4) 本作業は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、その他関係法令を遵守し適切に実施すること。
 - (5) 第一管区海上保安本部入札・見積者心得を遵守すること。
6. 仕 様
 - (1) 当本部の指示により、廃油 (含水分5%以下) 予定数量33,000リットル及びビルジ (含水分5%超) 23,000リットルを収集運搬のうえ処分すること。
なお、収集場所及び予定量は、その都度指示する。
 - (2) 処分する廃油等は船舶で発生したものであるため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する諸許可の他、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に規定する許可を有していること。
 - (3) 収集運搬の実施にあたっては、予め各船艇の所属する事務所担当官と打ち合わせを行うこと。
 - (4) 産業廃棄物管理票 (マニフェスト) 用紙は受注者が準備するものとし、船艇の所属する事務所から交付を受け、返付する各票も交付を受けた事務所へ送付すること。
 - (5) 廃油等の収集完了時には、船艇又は事務所担当官に別紙様式の作業報告書を提出し、確認を受けること。
 - (6) 廃油等の運搬完了後 (処分事業場への搬入完了後) マニフェスト B2 票の写しを、当本部担当官に提出すること。
 - (7) マニフェスト B2 票の写しを当本部で受領後、検査職員の検査合格をもって履行完了とする。
 - (8) 対価の支払は、履行完了後一ヶ月毎とするので、受注者は当月の実績を集計し、請求書を提出

すること。

(特記事項)

- (1) 収集運搬車輻から巡視船艇タンクまでは、場所によっては 50m程度の距離がある場合がある。
- (2) 収集運搬車輻から巡視船艇タンクまでは、場所によっては 10m程度の高低差がある場合がある。
- (3) 収集運搬に要する容器・機材及び車輻等の一切は、受注者の負担によることとする。
- (4) 1日の廃油収集の発注は 6,000 リットル未満とする。
- (5) 一度に複数の場所から収集を指示された場合の運搬料は、原則として処理施設から最も遠方の地の単価を採用することとする。
- (6) 一度に複数台の車両により収集運搬を行う必要がある場合は、運搬料の単価に車両の台数を乗じた額により請求を行うこと。
- (7) 上記船艇の収集タンクまでの距離、高低差等の詳細については、収集前打合せ時に事務所担当官が指示する。
- (8) 収集運搬日は平日（土・日曜日、祝日法による休日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日まで以外）とし、一週間前までに通知することを原則とする。
- (9) 本契約の履行に際し、疑義等を生じた場合は、当本部担当官と協議のうえ指示に従うこと。

(提出する書類)

本契約受注を希望する業者は入札前に以下の書類を当本部担当官に提出すること。

- (1) 「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」に基づく、船舶から排出される油類の取り扱い、収集運搬及び処分にかかる許可証の写し（国土交通省運輸局長）
- (2) 廃油・ビルジ（産業廃棄物）の「収集運搬」及び「処分」にかかる許可証の写し（北海道知事もしくは中核市にあっては当該市長（函館市長・旭川市長））

予定数量

品目	規格	単位	予定数量
廃油	含水分5%以下	L	33,000
ビルジ	含水分5%超	L	23,000

収集場所及び予定回数

収集場所(巡視船艇及び貯蔵場所)	単位	予定回数
函館港内に停泊中又は入渠中の指定船舶 函館港巡視船艇廃油等貯蔵場所	回	13
江差港内に停泊中又は入渠中の指定船舶 江差港巡視船艇廃油等貯蔵場所	回	1
瀬棚港内に停泊中又は入渠中の指定船舶 瀬棚港巡視船艇廃油等貯蔵場所	回	1
函館航空基地廃油等貯蔵場所	回	2